

「第五次長野県環境基本計画（案）」に関する意見募集の結果について

1 意見募集期間 2022年（令和4年）12月15日（木）から2023年（令和5年）1月13日（金）

2 意見の総数 56件（5者）

（①持続可能な社会の構築 2件、②脱炭素社会の構築 24件、③生物多様性・自然環境の保全と利用 11件、
④水環境の保全 2件、⑤大気環境等の保全 3件、⑥循環型社会の形成 3件、⑦その他 11件）

| 対象分野 | 番号 | 提出されたご意見（要旨） | 対応 （記載頁は計画の該当頁） |
|-------------|----|--|--|
| ①持続可能な社会の構築 | 1 | <p>グローバル経済、特に新自由主義は、環境と社会への影響を考慮しない外部不経済なので地球温暖化と格差拡大を加速させた。 従って、環境に配慮し、地域で循環する経済を重視しなければならない。この変革のためには、民主主義、特に若い世代が社会に関心を持つことが重要である。 2019年の台風では千曲川流域で大きな被害があったが、その1か月前に若者が中心となってグローバル気候マーチがあり、世界中で700万人以上が参加し、政府首脳が賛意を表した国も多かった。しかし日本の参加者は0.5万人（長野県は100人余）であり、政府や経済人からは冷笑を浴びせられた。台風からの復興がほぼ終えた現在、長野県民の意識は台風前と変わっていない。 河川・湖沼の状態や山の変化（雪形を含む）に日常的に関心を持つ人を増やす必要がある。 ESDは大人（首長、議員、職員を含む）にこそ必要だが、変化は期待できないので、若い人たちを中心に社会を運営する必要がある。</p> | <p>頂いたご意見を踏まえ、学校教育に加えて、「信州やまほいく」や「信州環境カレッジ」等の環境教育事業を通じ、若者を含めた多くの県民の皆様が地域の環境に関心を持ってもらうよう努めてまいります。（P30,31）</p> |
| ①持続可能な社会の構築 | 2 | <p>第4章 計画期間中の目標と実施施策 1 持続可能な社会の構築 （1）環境教育等による環境保全意識の醸成と行動の促進 県民が、誰でも当たり前のように環境を意識した行動ができるようになることが望まれます。そのための環境教育は、学校だけでなく、公民館等の社会教育の中でも行う必要があります。「信州環境カレッジ」は、県内の環境教育に関する情報を一元化して発信しているわけですが、県民への周知はまだまだ低いものと考えます。また、「啓発活動の推進」では、県民や事業者の環境保全意識を高めるため、「信州環境フェア」をはじめとした県内各地域の環境イベントや行事などを通じた啓発活動を展開することが挙げられています。しかし「信州環境フェア」は、コロナ禍以前でも出展者も来場者も減少傾向でした。ぜひ、県民の環境に対する意識をさらに高めるべく、積極的な環境教育やイベントについて創意工夫を図られることを望みます。</p> | <p>頂いたご意見を踏まえ、「信州環境カレッジ」及び「信州環境フェア」を始めとする環境教育事業及び環境イベントについて、県民の皆様が環境意識をさらに高める内容となるよう工夫してまいります。（P31）</p> |

| 対象分野 | 番号 | 提出されたご意見（要旨） | 対応 （記載頁は計画の該当頁） |
|-----------|----|--|--|
| ②脱炭素社会の構築 | 3 | 今日報道される色々の所で気候変動から大災害が起きており、世界的にも人類の生きる上でも、日々の生活暮らしに重要な事業であるので、大々的の宣伝をして一般市民に浸透させ、参加してもらい、意味も知ってもらい関心度を上げてはどうでしょうか。 | 頂いたご意見を踏まえ、県政出前講座等の様々な機会を捉えて、地球温暖化対策に関する県の取組についてご説明させていただきます。 |
| ②脱炭素社会の構築 | 4 | 地球温暖化を防ぐようにできる限りの対策を講じていくべきだと思います。特に長野県は標高の高いところに生きる生き物の生存が温暖化で厳しくなるのでその対策が必要だと思います。 | 頂いたご意見につきまして、本計画及び長野県ゼロカーボン戦略に基づき、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を実施してまいります。 |
| ②脱炭素社会の構築 | 5 | EVに変えても走行エネルギーの削減を伴わなければ効果は少ない。FCVや水素利用は限定的であり、長期的な「グリーンな」燃料供給の見通しも無いので、今回の計画からは削除すべきである。 | EVについて頂いたご意見につきましては、今後の取組を進める際の参考とさせていただきます。また、FCV及び水素利用についてはそれらの取組も重要であるため、頂いたご意見につきましては、案の記載のままさせていただきます。（P35） |
| ②脱炭素社会の構築 | 6 | 生活の変革で大きいのは自家用車に頼らないことであるが、道路関係部局（国、市町村を含む）と警察は「人権条約も法律も無視して」拒絶している。知事は職員に指示すると共に、公安委員（知事が選任）を通して警察本部を説得すべきである。基本は土地利用であり、それを前提に「階層化された道路網」と公共交通が整備されるべきである。ヨーロッパと比べれば日本が特異であることは明らかである。「SDGs3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。」となっているが、日本では歩行者と自転車の犠牲者の比率が高いので意味するところは全く異なる。 | ご意見として承りました。 |
| ②脱炭素社会の構築 | 7 | <p><道路と交通> 移動距離に応じて、徒歩、自転車、バス（LRT）、列車と選べるようになれば自家用車は不要になる。 その基本は土地利用で、それに伴って階層的な道路網と公共交通網を設計するが、日本では街でも郊外でもその様になっていない。 さらに、車はどの様にでも走れるべきだという誤った考え方から無秩序で危険になってしまった。警察は安全より法規より「車の自由」を重視しているので歩行者と自転車の犠牲者が多いのは当然である。 ヨーロッパを見れば整理されていることが明らかである。 道路構造、交通規制、信号制御の何れでも「法規に反して」歩行者、自転車を無視しているが、まず法規を守らねばならないことを組織に植え付ける必要がある。 下記のようなことは改めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明らかな交通違反を警察が積極的に容認している。 ・長野県の自転車条例は県の責務を全く規定していない。 ・県民アンケートでは生活道路や身近な道路の整備を望む人が多いのに実際の事業では高規格道路などに重点が置かれているため、歩行者や自転車が安全に通行できるようにならない。 ・バイパスなどに長距離／高速の車両が移っても元の道路は改修されないで危険が減らない。 ・高齢者が働く場合も通勤手段を自家用車以外に選べるようにしなければならない。 自動車最優先の考え方を「抜本的に」変える必要がある。 | ご意見として承りました。 |

| 対象分野 | 番号 | 提出されたご意見（要旨） | 対応 （記載頁は計画の該当頁） |
|-----------------------------|----|---|--|
| ②脱炭素社会の構築 | 8 | <p><土地利用が基本> 地域の状態を決める基本は土地利用である。 どの場所をどのように使うかによって、必要な人や物の移動が決まり、それによって道路網、公共交通網、さらにエネルギー供給網が決められる。自ずとエネルギー消費量も減る。 日本の都市計画の用途地域指定は粗過ぎるので、地域を目的別に分け、地区計画のように利用を制限する。これによって道路網と公共交通網を適切化できる。</p> | <p>頂いたご意見につきまして、まちづくりの取組を進める際の参考とさせていただきます。（P36）</p> |
| ②脱炭素社会の構築 | 9 | <p>エコキュートは深夜電力より昼間の運転を基本とすべきである。</p> | <p>ご意見として承りました。</p> |
| ②脱炭素社会の構築 | 10 | <p><家屋・住居> 断熱・気密は重要だが、完成時だけではなく、長く生活できるように配慮すべきである。 維持費や経年変化による補修（部品調達を含む）、身体や収入の変化を考慮した改修（バリアフリー化を含む）も重要である。</p> | <p>頂いたご意見につきまして、住宅の省エネ化の取組を進める際の参考とさせていただきます。（P36）</p> |
| ②脱炭素社会の構築 （⑥循環型社会の形成も関係） | 11 | <p>経済の変革では ・省エネルギー・再生可能エネルギーへの転換（scope3まで配慮しなければならない） ・CO2排出が多い産業や製品の転換 ・製品ライフサイクルを考慮した設計 ・地域循環の推進、大都市集中の逆転 があり、さらに内陸県である長野県では、できるだけ物（原料、製品）を移動させないようにすべきである。 産業転換に際しては、企業は淘汰されたとしても労働者が犠牲にならない様に再教育を充実させねばならない。 「ビジネスと人権」ではサプライチェーン全体に責任を持つので、直接外国企業と取引が無い事業者にも影響する。特に「安くて便利な」外国人労働者に頼っている事業者は早急に転換を迫られている。</p> | <p>頂いたご意見につきまして、産業分野における取組を進める際の参考とさせていただきます。（P36, 37, 60）</p> |
| ②脱炭素社会の構築 | 12 | <p>LED化は、早期改修による電気代節約とランプ交換コストも含めた比較ができるようにすべきである。</p> | <p>頂いたご意見につきまして、建物のLED化の取組を進める際の参考とさせていただきます。（P37）</p> |
| ②脱炭素社会の構築 | 13 | <p>CO2取引は全体排出量が減らないため、過渡的と位置づけ、利用枠を制限すべきである。各人に同じ排出枠を設ければ地方（特に過疎地）の資金源となる可能性がある。</p> | <p>頂いたご意見につきまして、今後の取組を進める際の参考とさせていただきます。</p> |

| 対象分野 | 番号 | 提出されたご意見（要旨） | 対応 （記載頁は計画の該当頁） |
|-----------|----|--|---|
| ②脱炭素社会の構築 | 14 | このままだと大都市地域のエネルギー供給は行き詰まる。（ヨーロッパは大都市が少なく分散しているため都市と周辺部を合わせれば自給できる地域が多い。）その結果としての地方分散に備えたエネルギー政策が必要である。 | 頂いたご意見を踏まえ、地域資源を活かした再生可能エネルギーにより持続可能な暮らしが営まれるエネルギー自立地域づくりを推進してまいります。（P37） |
| ②脱炭素社会の構築 | 15 | 営農発電は農家への経営支援という点でも積極的に進めるべきであり、年間の実際の耕作面積率が少ない農地については発電による減少率を無視すべきである。 | 頂いたご意見につきまして、営農型太陽光発電設備設置に係る農地転用許可の要件に関するご意見として参考とさせていただきます。 |
| ②脱炭素社会の構築 | 16 | 小規模水力発電と共に、ダム、ため池での太陽光発電を増やすべきである。 | 頂いたご意見につきまして、小水力発電の取組を進める際の参考とさせていただきます。（P38） |
| ②脱炭素社会の構築 | 17 | 森林バイオマスのエネルギー利用は次の条件とすべきである。 ・近隣からの調達 ・森林整備計画（50年以上）との整合 ・熱を主、発電を従（発電だけの利用は行うべきではない） | 頂いたご意見につきまして、木質バイオマス利用の取組を進める際の参考とさせていただきます。（P38） |
| ②脱炭素社会の構築 | 18 | 電力会社の選定は電源構成を最優先すべきである。 | 頂いたご意見につきまして、今後の取組を進める際の参考とさせていただきます。 |
| ②脱炭素社会の構築 | 19 | メガソーラーは規模や環境への影響（災害を含む）を審査すべきである。 | 頂いたご意見を参考に、引き続き、環境影響評価制度の運用や林地開発許可、景観育成基準による審査などにより、環境、防災、景観等に配慮した再生可能エネルギー事業を促進してまいります。（P39） |

| 対象分野 | 番号 | 提出されたご意見（要旨） | 対応 （記載頁は計画の該当頁） |
|-------------------------------|----|--|--|
| ②脱炭素社会の構築 | 20 | <p>○バイオマス熱利用の推進にあたり、排気の問題を解決するような施策を同時に強力に推進していくよう、計画の中に入れていただきたいと思います。脱炭素社会の構築のために大気環境等の保全が実現できないことがないように、技術による改善を推進してください。</p> <p>○バイオマス燃焼による暖房・ボイラーなどの導入支援の前に、排気をクリーンにする技術導入の支援をしてください。</p> <p>○ゼロカーボンが、我慢を強いる厳しい生活を送ることを目指しているのではなく、健康で快適な生活と結びつくものであると言っています。にもかかわらず、薪ストーブの弊害について無対策なのはとても問題です。それで苦しむ人には、我慢や生活の質の低下を強要することになります。また、バイオマス燃焼による空気質の汚染については諸外国でも問題視されており、住民全体の健康の観点からも早急な対策が必要です。薪ストーブを使ってもPM2.5や多環芳香族が煙突から出ないシステムの開発に資金を投入し、生活環境の維持・改善をしていく必要があると思います。</p> <p>○薪ストーブの排気を完全クリーン化する技術の開発を行ってほしい。現在使用されているストーブにあとから装着でき、着脱簡単で比較的安価で安全なものが必要です。信州がイノベーションの発信地であることのアピールにもなります。</p> <p>○「第5次長野県環境基本計画（案）」中、とりわけ脱炭素社会の構築について読むと、人々がただ「昔のように生活すればいい」という視点にたったものではないことがわかります。外国から輸入した化石燃料であるガスに依存した生活よりも、すすけた空気でも具合が悪くなった方が「環境にやさしい暮らし」であるため、致し方ない、ということにはならないと思います。テクノロジーを駆使して、薪ストーブの排気を完全にクリーンにしてください。</p> <p>人口密集地と農地が広がる住宅地を区別することなく、どこに住んでも清浄な空気を吸って生活できるように施策をしてください。</p> <p>○人口密度の低い場所に住む理由のひとつは、屋外の清浄な空気を吸うためであることも多いのです。都会ではないから、個人の家で木を燃やしづつけ（暖房は基本的に毎日、長時間）でよい、ということにはならないと思います。隣人は必ずいるのです。利用件数が一気に増えたので、冬の間ずっと野焼きをしているような空気環境になってしまいます。現時点で、見渡す限りどこでも野焼きをしていないのに、そのような空気のところがしばしばあります。</p> <p>脱炭素社会の構築と清浄な空気を吸える快適で健康な地域社会の実現のために、早急に技術の開発・導入をお願いします。</p> <p>○長野県ゼロカーボン戦略では2050年に約16%の世帯でバイオマス燃焼による暖房を使うと想定されています。相当な排気汚染が見込まれますので、早急に対策を取ってください。</p> | <p>頂いたご意見につきまして、県内製造業によるゼロカーボン関連技術開発への支援とあわせ、薪ストーブ等の利用者に対して注意すべき事項を引き続き指導してまいります。（P39）</p> |
| ②脱炭素社会の構築 （①持続可能な社会の構築も関係） | 21 | <p>第4章 計画期間中の目標と実施施策 2 脱炭素社会の構築 （3）総合的な地球温暖化対策</p> <p>「エンカル消費の促進」がここで触れられています。エンカル消費とは、人や社会、環境に配慮したモノやサービスを選んで消費する事です。従って、「1 持続可能な社会の構築」の（1）環境教育等による環境保全意識の醸成と行動の促進、で触れることではないかと考えます。</p> | <p>頂いたご意見を踏まえ、「1 持続可能な社会の構築」の（1）環境教育等による環境保全意識の醸成と行動の促進の「イ 啓発活動の推進」にも「エンカル消費の促進」の内容を記載させていただきます。（P31）</p> <p>なお、長野県脱炭素社会づくり条例第11条の規定により、エンカル消費は地消地産の観点で「脱炭素社会の構築」の重要な取組の一つであるため、「脱炭素社会の構築」の記載は案のままとさせていただきます。（P40）</p> |

| 対象分野 | 番号 | 提出されたご意見（要旨） | 対応 （記載頁は計画の該当頁） |
|-----------|----|--|---|
| ②脱炭素社会の構築 | 22 | <p><エシカル消費> マークの背景まで理解することが重要である。 最も購入機会が多い食品についての選択方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機製品を選ぶ。（野菜、加工品） ・鶏の平飼いを進める。 ・植物性油脂（パーム油）を使用した商品避ける。 ・プラスチック容器を避ける。 ・児童労働の可能性のある商品避ける。（フェアトレード商品を選ぶ） ・収奪の可能性ある「原産国」を避ける。 ・希少資源を買わない。 <p>それ以外の日用品の選択方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗剤より石鹼を選ぶ。 ・RSPO認証品を選ぶ。 ・化粧品などで動物実験をしない商品を選ぶ。 | <p>頂いたご意見につきまして、エシカル消費の取組を進める際の参考とさせていただきます。（P31, 40, 60）</p> |
| ②脱炭素社会の構築 | 23 | <p>ゴミ焼却工場の排熱利用を検討すべきである。 例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設（福祉施設、スポーツ施設、商業施設など）、オフィス・ビル ・ビニールハウス ・木質ペレット製造 | <p>地域の脱炭素化への貢献や、地域資源の活用の観点から、廃棄物焼却施設における外部へのエネルギー供給量の増大を図ることが大切であると考えており、頂いたご意見を踏まえ、市町村及び民間の廃棄物焼却施設における未利用エネルギーの活用を呼び掛けてまいります。（P40）</p> |
| ②脱炭素社会の構築 | 24 | <p>里山整備については、CO2取引ではなく、企業宣伝への利用権とすることを検討すべきである。</p> | <p>頂いたご意見につきまして、里山整備の取組を進める際の参考とさせていただきます。（P40）</p> |
| ②脱炭素社会の構築 | 25 | <p><学校給食に関心を持つ> 先進地域（県内、県外）や先進的な国（韓国、ヨーロッパ、ブラジル）から学ぶべきである。食材選択を議論すべきである。県は補助金を出すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機農産物を増やす。 ・地元の農産物を増やす。 ・生産者訪問を学習に取り入れる。 | <p>頂いたご意見につきまして、学校給食における有機農産物や地元食材の利用等の取組を進める際の参考とさせていただきます。（P40）</p> |
| ②脱炭素社会の構築 | 26 | <p>「国際学生ゼロカーボン会議」は動画だけで資料が公開されていないので、会議の評価や活用が難しくなっている。（地球規模のテーマに対して部分的な議論しか行っていない印象を受ける。途上国の問題を軽視しているのではないか？）</p> | <p>頂いたご意見につきまして、今後の取組を進める際の参考とさせていただきます。（P33）</p> |

| 対象分野 | 番号 | 提出されたご意見（要旨） | 対応 （記載頁は計画の該当頁） |
|-----------------------------------|----|---|--|
| ③生物多様性・自然環境の保全と利用 | 27 | 人の土地利用で生き物の住める土地が大変に少なくなっています。また、生き物の住める土地が小さい区画で遮られそれぞれが離れていると種の存続は困難となりやがて絶滅の可能性が高まります。そうならないために生き物の生存場所を連続させ緑地などで繋いで場所を確保していくことが必要です。目立つ種だけでなくどんな生き物にもそれが保障されるようにすべきです。 | 頂いたご意見につきまして、生物の生息・生育・繁殖環境をつなぐ生態系ネットワークの形成に向けて、様々な主体の連携・協働による自然環境の保全・再生活動を通じた自然環境エリアの拡大に努めてまいります。（P42） |
| ③生物多様性・自然環境の保全と利用 | 28 | 生き物の減少の原因、農薬や除草剤の毒性や使用の仕方など環境の保全に関する正しい知識が持てるようにもっと情報が出るとよいと思います。 | 頂いたご意見につきまして、生物多様性の重要性や価値とともに、農薬の安全性や使用方法について、県民や事業者が理解を深められるよう、広く情報を発信してまいります。 |
| ③生物多様性・自然環境の保全と利用 | 29 | 外来種が在来種にできる限り悪影響を及ぼさないようにしていくべきです。また、それに伴う外来の寄生虫や病原体の侵入にも気を配るべきです。 | 頂いたご意見につきまして、人の健康、生態系、農林水産業に与える影響の大きい外来種を中心に現状を把握し、駆除方針の策定や効率的な防除等の対策を推進してまいります。（P43） |
| ③生物多様性・自然環境の保全と利用 （④水環境の保全も関係） | 30 | <河川工事など> 人為的に完全に抑え込むことは不可能だと認識したのが流域治水の考え方であり、危険地域ではその前提で利用（居住を含む）しなければならないが、十分理解されているとは言えない。 可能な限り近自然工法を採用して生態系を豊かにすべきである。 外来生物の除去は計画的に行なう必要がある。 | 頂いたご意見につきまして、河川整備及び外来種対策の取組を進める際の参考とさせていただきます。（P43, 44, 52） |
| ③生物多様性・自然環境の保全と利用 | 31 | 私の住む地域で唯一ホタルの生息する場所があります。最近そこで水路工事が行なわれました。私はその工事のやり方だともうホタルがいなくなると思い行政や地域自治組織などに思いを伝えましたが、ホタルが住む場所だということに配慮することなく工事が進んでしまっていることが分かりました。生き物の減少が進まないように人の認識を高めていかないといけないと思いました。そういった環境が整うように長野県にはお願いしたいです。 | 頂いたご意見を参考に、県が行う河川や農業用水路等の整備に当たり、引き続き生態系保全に配慮してまいります。（P44） |
| ③生物多様性・自然環境の保全と利用 | 32 | <森林整備> 「信州の豊かな自然」は金儲けのためにあるのではない。生態系を含めて後世に受け渡すべきものである。区域のゾーニングを明確にすべきである。 ・国立公園など自然環境を保全する地域 ・奥山は持続可能な林業経営を基本とし、生物多様性を取り入れた混交林を増やして災害にも備える地域 ・里山は人との共生を基本とし、地域利用と防災を前提として整備する地域 ・開発（道路、鉄道、送電線などを含む）を可能とする地域 （残土置き場は何れでも認めない） | 頂いたご意見につきまして、森林整備等の取組を進める際の参考とさせていただきます。（P44, 45） |
| ③生物多様性・自然環境の保全と利用 | 33 | グリホサート等の除草剤の使用はやめるべきです。多くの生き物にも影響がありますし、人の健康被害も懸念されます。また、刈払機などでの草刈りは在来植物や昆虫の食草などをできるだけ残すように回数を減らしたり刈り方の工夫をしたりして実施すべきです。 | 頂いたご意見を踏まえ、化学合成農薬だけに頼らない栽培への転換に向け、引き続き、有機農業をはじめとする環境にやさしい農業の取組を促進してまいります。（P45） |

| 対象分野 | 番号 | 提出されたご意見（要旨） | 対応 （記載頁は計画の該当頁） |
|-------------------|----|--|---|
| ③生物多様性・自然環境の保全と利用 | 34 | 生物の多様性維持のため農地でも殺虫剤や除草剤の使用を大幅に減らすべきだし、それ以外の土地ではできれば完全に禁止すべきです。具体的には、公園、公共団体施設の土地、学校、道路脇、墓地、河川敷、林野などで殺虫剤、除草剤などの農薬使用は法律や条例などで制限や禁止を行なうべきです。 | 頂いたご意見につきまして、農薬の使用に際しては、引き続き、国が定める住宅地や公共施設内などでの農薬使用に際する遵守事項に基づき、適正な使用について啓発してまいります。 |
| ③生物多様性・自然環境の保全と利用 | 35 | 肥料が環境に及ぼす影響ももっと考慮すべきで、過剰な使用、有害な使用は注意勧告や禁止扱いにすべきです。 | 頂いたご意見を踏まえ、化学肥料だけに頼らない栽培への転換に向け、引き続き、有機農業をはじめとする環境にやさしい農業の取組を促進してまいります。（P45） |
| ③生物多様性・自然環境の保全と利用 | 36 | 林業は持続可能で環境破壊を起こさない様に行うべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・天然林伐採の原則禁止 ・一か所当たりの皆伐面積の制限 ・皆伐前に伐採後の計画を立てる ・同じ樹種の植林／他の樹種の植林／針広混交林／天然林に戻す ・同一作業道を利用した複数個所の伐採、植林、保育 | 頂いたご意見につきまして、森林整備の取組を進める際の参考とさせていただきます。（P45） |
| ③生物多様性・自然環境の保全と利用 | 37 | 昆虫や生き物の減少がひどい状況です。その大きな原因である殺虫剤の使用を極力控えるべきだと思います。特に昆虫の神経毒となる、ネオニコチノイド系の農薬などは禁止等の強い処置を行なうべきです。私の村ではそのような農薬を広範囲の森林に継続的に空中散布をしています。虫にも人にも必ず影響があるはずで。 | 頂いたご意見につきまして、空中薬剤散布が必要でかつ地域の理解が得られた箇所に、安全基準を遵守した上で実施するように、引き続き市町村と連携し取り組んでまいります。 |
| ④水環境の保全 | 38 | 水源を守るための条件は使い方であって所有者の属性ではない。 <ul style="list-style-type: none"> ・森林生態系を良好な状態で保全する。 ・汚染（農薬、排水、産廃・不法投棄、放射能など）させない。 ・持続可能な範囲内で利用する。（ダム、汲み上げ） | 頂いたご意見につきまして、水源地域の保全の取組を進める際の参考とさせていただきます。（P49） |
| ④水環境の保全 | 39 | 水道民営化は利益が期待できない部分が疎かになり値上げにつながる外国の例でも明らかなので阻止しなければならない。 | 頂いたご意見につきまして、水道に関する取組を進める際の参考とさせていただきます。（P51） |

| 対象分野 | 番号 | 提出されたご意見（要旨） | 対応 （記載頁は計画の該当頁） |
|-------------------------|----|---|--|
| ⑤大気環境等の保全 | 40 | 夜間の光は生物の生活に大きな影響を与えます。7～8時くらいにはどこでも外に光を漏らさないように暗くする決まりを作るべきです。 | 頂いたご意見につきまして、光害防止に関する取組を進める際の参考とさせていただきます。（P55） |
| ⑤大気環境等の保全 | 41 | 遺伝子改変生物、環境ホルモン、微小人工粒子、電磁波、放射能など人や生物に悪影響のあるものに対してしっかり監視し必要な対策を取るようすべきだと思います。 | 頂いたご意見につきまして、引き続き、一般環境中のダイオキシン類、PM2.5及び空間放射線量の監視を実施してまいります。（P55, 56） |
| ⑤大気環境等の保全（②脱炭素社会の構築も関係） | 42 | 5 大気環境等の保全（1）清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保の観点から、大気環境の監視等において、バイオマス燃焼による大気環境の悪化を防止する項目がありません。バイオマス燃焼による、生活環境における空気汚染が進んでいるので、その点についても、測定と改善への施策に取り組んでください。 | 頂いたご意見につきまして、薪ストーブ等の利用者に対して注意すべき事項を引き続き指導してまいります。 |
| ⑥循環型社会の形成 | 43 | 第4章 計画期間中の目標と実施施策 6 循環型社会の形成 （3）総合的な地球温暖化対策 （1）廃棄物の4Rの推進 地球温暖化対策の取り組みは、県民の理解と行動が不可欠であり、消費者とともにすすめることが重要です。新型コロナウイルス感染症の影響でテイクアウトの食品が増加し、使い捨てプラスチック製品が生活系ごみの増加の一因につながったことも考えられます。あらためて、「信州プラスチックスマート運動」を通じ、4R意識の向上や分別排出の促進、再商品化製品の用途情報、リユース容器を使用した商品やいわゆるリサイクル商品の普及の強化等、消費者への具体的かつ積極的な情報提供を望みます。 | 頂いたご意見を踏まえ、「信州プラスチックスマート運動」を通じて、プラスチックと賢く付き合うための3つの行動 ①意識して「選択」、②少しずつ「転換」、③分別して「回収」を呼び掛けるなど、県民及び事業者等への具体的かつ積極的な情報提供を実施してまいります。（P57～60） |
| ⑥循環型社会の形成 | 44 | <プラスチック> 利用範囲が広いので、最終的に残りそうなものを絞り込むとともに、他の製品については次の対策をすべきである。 ・利用を減らす。 ・廃棄処分の手順を明確にし、処分ルートを確立する。（製品再利用／素材還元再利用／安全な焼却） ・廃棄時にプラスチックが分離できるように設計する。 ・生分解性プラスチックに移行する。 ・生物由来プラスチックに移行する。（プラスチック利用が避けられない製品） | プラスチック使用製品の設計・製造、販売・提供、排出・回収・資源化の各段階において、過剰な使用の抑制等をした上で、再生プラスチックや再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替え、熱回収によるエネルギー利用を図ることが必要であると考えており、頂いたご意見を踏まえ、事業者、消費者及び国等と連携しながら、プラスチックに係る資源循環の実現に向けた取組を推進してまいります。（P57～60） |
| ⑥循環型社会の形成 | 45 | 海のマイクロプラスチックは海洋生物に取り込まれやがて人間の健康にも悪影響を及ぼす恐れがあります。従来からの難分解性プラスチックの使用を大幅に減らし、自然由来で分解可能なプラスチックに変えていけるように補助金なども使って促していくべきだと思います。 | プラスチック使用製品の設計・製造、販売・提供、排出・回収・資源化の各段階において、過剰な使用の抑制等をした上で、再生プラスチックや再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替えることが必要であると考えており、頂いたご意見を踏まえ、事業者、消費者及び国等と連携しながら、プラスチックに係る資源循環の実現に向けた取組を推進してまいります。（P57～60） |

| 対象分野 | 番号 | 提出されたご意見（要旨） | 対応 （記載頁は計画の該当頁） |
|------|----|---|---|
| ⑦その他 | 46 | 個人ができることを考えて関心度を上げてはどうでしょうか。 | 頂いたご意見を踏まえ、各分野で個人ができる取組例を検討し、県政出前講座等の講演においてご紹介させていただきます。 |
| ⑦その他 | 47 | 個人の大勢の人の中で考えやアイデアを持っている人がいると思うので広く募集も取ってみてはどうでしょうか。 | 県民の皆様からのお考えやアイデアにつきましては日ごろから承っているところですが、頂いたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。 |
| ⑦その他 | 48 | 第5章 計画の推進体制等 環境に関する問題は、多くの県民にとって非常に重要な関心事です。基本計画改定にあたっては、十分な情報提供を行い広く県民から意見募集を募る必要があります。パブリックコメントの募集時期等、よりわかりやすく丁寧な情報発信とその仕組みづくりを希望します。 | 頂いたご意見を踏まえ、より多くの県民の皆様からご意見を頂けるようパブリックコメントの募集時期や情報発信等を工夫してまいります。 |
| ⑦その他 | 49 | 「SDGsフォーラム長野」のパネリスト（専門家、県外団体）との関係は続いている。 国際的なNGO（例：FoE、Oxfam、greenpeace）、外国の環境保護活動を行っているNGO、環境基準に関係する団体（例：FSC、RSPO）、県外の環境関係団体、との人脈を築くべきである。環境と人権は密接な関係があるので人権団体についても同様である。 | 頂いたご意見につきまして、今後の取組を進める際の参考とさせていただきます。 |
| ⑦その他 | 50 | 審議過程を含めて、参考書籍やウェブサイトが紹介されていない。 市民と共に学ぶためにも、計画決定後もより良くするためにも、リストを作成して公表し、補充していくべきである。 分野は環境に限らず、本計画で触れている各分野を含めるべきである。 | 頂いたご意見につきまして、本計画の審議過程につきましては、審議を行っている長野県環境審議会の情報を県公式ホームページにおいて公表しております。 |
| ⑦その他 | 51 | 原発が危険であることを理解すべきである。 | ご意見として承りました。 |
| ⑦その他 | 52 | 大規模発電は60Hzか直流のみとすべきである。 | ご意見として承りました。 |
| ⑦その他 | 53 | 二地域居住は単身者のことしか考慮していない。目的を明確にすべきである。 | 頂いたご意見につきまして、二地域居住の取組を進める際の参考とさせていただきます。 |
| ⑦その他 | 54 | 住民が林業に関心を持つような事業を繰り返し行うべきである。 | 頂いたご意見につきまして、今後の取組を進める際の参考とさせていただきます。 |

| 対象分野 | 番号 | 提出されたご意見（要旨） | 対応 （記載頁は計画の該当頁） |
|------|----|--|--------------------|
| ⑦その他 | 55 | <p><リニア新幹線について> 人口、社会構造、エネルギー効率と維持費、などから持続可能性が疑問である。 原発の延命にも限度があり、火力発電所も基本的に廃止されるので、再生可能エネルギーの整備を怠ってきた日本はエネルギー需要を賄うことができない。 リニアの電源だけではなく大都市の電力需要が不足すればスーパーメガリージョン構想も破綻する。 「長野県リニア活用基本構想」では3つの広域交流圏が示されているが伊那谷交流圏しか検討されていない。 長野新幹線（1997年）、北陸新幹線延伸（2015年）によっても人口や産業は低下している。高崎市は長野県駅より利便性が高く、商工業や行政の集中度が高いが、人口は増加していない。従ってリニア新幹線によって地方分散が進むとは考えにくい。 一方、自然環境と住環境の悪化は既に起きていて、今後も更に激しくなる。 技術的問題も解決していないので、原点に戻って必要性を検討すべきである。</p> | ご意見として承りました。 |
| ⑦その他 | 56 | <p>薬剤コーティング種子は被覆している農薬を必ず明示して販売すべきです。種子の回りだけを覆う農薬ですが、影響が大変に大きいと聞きます。</p> | ご意見として承りました。 |